

介護老人保健施設くろかみ重要事項説明書

【訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）】

1. 施設の概要

運営主体	一般社団法人 新見医師会
施設名	介護老人保健施設くろかみ
開設年月日	平成10年4月1日
所在地	岡山県新見市高尾2306番地5
管理者	竹茂 幸人
事業開始年月日	平成28年10月1日
連絡先	電話0867-72-9603 FAX0867-71-0309 E-mail: jimukyoku@kurokami.jp URL: http://www.kurokami.jp/

2. 運営方針

- ・ 居宅（介護予防）サービス計画並びに訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画に基づき、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

3. 職員体制

職 種	員 数	業 務 内 容
医師（管理者）	1名	施設の管理運営に関すること。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1名以上	リハビリテーションに関すること。

4. 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）について

居宅（介護予防）サービス計画並びに訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画に基づき、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるように援助するとともに、居宅において理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことで利用者の心身の機能の維持回復を図るものです。利用者の要介護（要支援）状態の軽減もしくは悪化の防止に資するようその目標を設定し、計画的なサービスを行います。

5. 利用対象者

- ・ 65歳以上で、要介護認定において要介護1から要介護5（介護予防にあっては要支援1又は要支援2）と認定された方で、病状安定期にあり入院治療の必要のない方。
- ・ 40歳以上65歳未満で、脳血管疾患等の老化に起因する疾病（特定疾病）により要介護認定において要介護1から要介護5（介護予防にあっては要支援1又は要支援2）と認定され、病状安定期にあり入院治療の必要のない方。

6. 利用手続き

- ・ 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は居宅（介護予防）サービス計画の下、計画的なご利用となりますので、担当のケアマネジャー等にご相談下さい。重要事項等について説明を行った上で申し込みに必要な書類をお渡しします。必要書類が揃いましたら、速やかに利用について連絡調整を行ないます。

7. サービスの内容

利用者、ご家族の希望を勘案し、病状、環境、心身の状況等に配慮し、居宅（介護予防）サービス計画並びに訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画に基づき、必要リハビリテーションを行います。

営業日：月曜日～金曜日

時間：午前8時30分から午後5時30分時まで

休業日：土日、国民の祝日、12月31日から1月3日まで

実施地域：新見市内全域

8. 相談・苦情について

ご利用に関する相談に限らず、ご利用にあたっての苦情等もお受けいたしております。お気軽に担当者までお申し付け下さい。また、当施設以外でも、市又は岡山県国民健康保険団体連合会に相談、苦情を申し立てる事ができます。

施設窓口	介護老人保健施設くろかみ 新見市高尾2306番地5 電話0867-72-9603 担当者：サービス提供責任者【 】
公的窓口	新見市役所高齢者支援課 新見市新見310番地3 電話0867-72-3148 ※保険者（市町村）が新見市以外の方は各市町村介護保険担当課 【 】
	岡山県国民健康保険団体連合会 岡山県岡山市北区桑田17番5号 電話086-223-8811

9. 利用料のお支払いについて

利用料は月末締めで利用翌月の3日までに請求書を発行します。利用翌月10日までに現金でお支払い下さい。なお、支払い方法は口座引き落としも選択できます。ご入金後に発行する領収書は一部医療控除の対象となりますので大切に保管下さい。

10. 感染症対策について

施設は感染症が発生又はまん延しないように、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講じます。

11. 身体拘束の適正化について

施設は利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため、身体拘束にかかる委員会を設け、緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し身体拘束その他の方法により行動を制限しません。

12. 虐待防止の推進について

施設は、利用者等の人権の養護・虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講じます。

13. 第三者評価の実施の有無について

当施設では第三者評価を実施していません。

14. 個人情報の保護について

施設は当施設の個人情報保護方針、個人情報保護に関する規則等のほか、関係法令及びその他のガイドラインを遵守し、個人情報の利用目的を明確にし、個人情報については適切な安全管理措置をとっています。

当施設における個人情報の利用目的

◎サービス提供

- * 当施設での介護サービスの提供
- * 医療機関、他の介護保険施設、福祉施設との連携、居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所等との連携、照会への回答（連携、照会への回答においてＩＣＴを活用することを含む）
- * 利用者様、家族等への心身の状況説明
- * その他の業務委託
- * その他利用者様へのサービス提供に関する利用

◎介護保険事務

- * 審査支払機関へのレセプトの提出
- * 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- * その他介護保険事務に関する利用

◎当施設の管理運営業務

- * 会計・経理
- * 利用開始・中止の管理
- * 事故等の報告
- * 当該利用者様のサービスの向上
- * その他当施設の管理運営業務に関する利用

◎損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

◎サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

◎当施設で行われる実習への協力

◎サービスの質の向上を目的とした事例検討

◎外部監査機関への情報提供

（付記）

- 1 上記のうち同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出下さい。
- 2 お申し出ないものについては、同意していただけたものとして取扱いさせていただきます。
- 3 これらの申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

<別紙>

＜利用料金表・訪問リハビリテーション＞

市区町村が発行する介護保険負担割合証に記載された負担割合により金額が異なります。

1. 利用者一部負担金(1割負担の場合)

介護報酬項目	単位数	備考
訪問リハビリテーション費(1回20分)	308円	基本訪問時間は、 原則1日40分(2回)以上で 1週間に6回が限度です。
訪問リハビリテーション費(2回40分)	616円	
訪問リハビリテーション費(3回60分)	924円	

各種加算(1割負担の場合)

市区町村が発行する介護保険負担割合証に記載された負担割合により金額が異なります。

下記加算は、該当時に算定させていただきます。

加算名	利用者負担額	加算要件
高齢者虐待防止未実施減算	所定単位数×△1/100	虐待の発生又は再発防止の為の措置が講じられていない場合に減算
業務継続計画未策定減算	所定単位数×△1/100	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合に減算
短期集中リハビリテーション実施加算	200円/日	医師の指示を受けた理学療法士等が、病院からの退院日、介護保険施設からの退所日、要介護認定を受けた日から起算して3月以内の間に個別リハビリテーションを1週につき概ね2日以上1日40分以上実施した場合
リハビリテーションマネジメント加算		
リハビリテーションマネジメント加算イ	180円/月	理学療法士等がリハビリテーション計画について利用者様等へ説明し、同意を得てリハビリを実施した場合
リハビリテーションマネジメント加算ロ	213円/月	上記(イ)に加え必要な情報を厚労省に提出した場合
* 事業所の医師が利用者様又はその家族様に説明し、利用者の同意を得た場合は、上記金額に270円/月が加算されます		
認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算	240円/日	認知症と診断されリハビリによって生活機能の改善が見込まれる方に、医師の指示を受けた理学療法士等が退院日又は開始日から3ヶ月間集中的にリハビリを実施した場合(1週に2回まで)
口腔連携強化加算	50円/回	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合
診療未実施減算	△50円/回	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
退所時共同指導加算	600円/回	リハビリ事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合
移行支援加算	17円/日	リハビリによってADL等が向上し他のサービスに移行した場合や、家庭での家事や社会参加につながった場合
サービス提供体制強化加算		
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6円/回	サービス提供にあたる理学療法士等の内、勤続7年以上の者が1人以上

<別紙>

＜利用料金表・介護予防訪問リハビリテーション＞

市区町村が発行する介護保険負担割合証に記載された負担割合により金額が異なります。

1. 利用者一部負担金(1割負担の場合)

介護報酬項目	単位数	備考
訪問リハビリテーション費(1回20分)	298円	基本訪問時間は、 原則1日40分(2回)以上で 1週間に6回が限度です。
訪問リハビリテーション費(2回40分)	596円	
訪問リハビリテーション費(3回60分)	894円	

各種加算

下記加算は、該当時に算定させていただきます。

加算名	利用者負担額	加算要件
高齢者虐待防止未実施減算	所定単位数 × △1/100	虐待の発生又は再発防止の為の措置が講じられていない場合に減算
業務継続計画未策定減算	所定単位数 × △1/100	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合に減算
短期集中リハビリテーション実施加算	200円/日	医師の指示を受けた理学療法士等が、病院からの退院日、介護保険施設からの退所日、要介護認定を受けた日から起算して3月以内の間に個別リハビリテーションを1週につき概ね2日以上1日40分以上実施した場合
口腔連携強化加算	50円/回	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合、月に1回に限り算定
診療未実施減算	△50円/回	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
12ヶ月超減算	△30円/回	利用を開始した日の属する月から起算して12ヶ月を超えてサービスを利用した場合に減算。ただし入院による利用中断があり、医師の指示内容に変更がある場合又は、3ヶ月に1回会議を開催し、利用者の状況等を共有し、データを厚労省へ提出・情報の活用をした場合には減算は適用しない
退所時共同指導加算	600円/回	リハビリ事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合
サービス提供体制強化加算		
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6円/回	サービス提供にあたる理学療法士等の内、勤続7年以上の者が1人以上

＜その他の費用＞

★ 通常の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーション等に要した交通費

通常の実施地域を越えた地点から1kmにつき 45円

介護老人保健施設くろかみ 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設くろかみ(以下「当施設」という。)は、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)を提供し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(身元引受人等)

第1条の2 身元引受人は、利用者が当施設のサービスを利用するにあたり、生じる利用者の債務を利用者と連帯して負担するものとします。

2 前項の身元引受人の負担は、極度額を2万円とします。

3 保証人は、利用者が当施設のサービスを利用するにあたり、利用者の債務を利用者と連帯して負担するものとします。

4 前項の保証人の負担は、極度額を2万円とします。

5 身元引受人又は保証人から利用料等の支払い状況や滞納の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額に関する情報の請求があったときは、当施設は遅滞なく情報を提供します。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設くろかみ訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)利用同意書を当施設に提出いただいた日(既利用者については、令和6年6月1日)以降から効力を有します。但し、身元引受人又は保証人に変更があった場合は、新たに同意を得る事とします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙重要事項説明書の改定(サービスの選択に資する内容に限る)が行われない限り、初回利用時の利用同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用できるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画にかかわらず、本約款に基づく利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び居宅サービス介護予防サービス計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は利用者及び身元引受人に対し次に掲げる場合には、本約款に基づく利用を解除・終了することができます。

①利用者が要介護認定等において自立と認定された場合

②利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画で定められた利用時間数を超える場合

③利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを催促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合

④利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供が困難と判断された場合

⑤利用者又は身元引受人及びその関係者が当施設、当施設の職員又は他利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、ハラスメントその他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行ない、当施設との信頼関係を著しく害したと施設が判断した場合

⑥災害、その他やむを得ない理由により、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供が継続的に困難になった場合

(利用料金)

第5条 当施設は訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)に要した費用について利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額の限度において、利用者に代わって市町村から支払を受けます。

2 利用者及び身元引受人、保証人は当施設に対し本約款に基づく訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の対価として、別紙利用料金表の料金をもとに計算された月ごとの合計額(介護報酬の自己負担分)及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額(介護保険給付対象外のサービス利用料)の合計額を支払う義務があります。

3 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月末締合計額の請求書及び明細書を毎月3日までに発行し、利用者及び身元引受人・保証人は当施設に対し、当該請求額を10日までに支払うものとします。なお、お支払いは現金にてお願い致します。

ただし、別途、利用者又は身元引受人の金融機関口座からの引き落とし手続きを済ませ、

期日までに引き落としが完了した場合は、現金での支払いは無用です。

- 4 当施設は利用者及び身元引受人、保証人から、第3項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人が指定する者に対して領収書を発行します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管いたします。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧・謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収したうえ、これに応じます。但し、身元引受人・その他の者(利用者代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が、身元引受人・その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(個人情報保護)

第7条 利用者の個人情報保護については、当施設の個人情報保護方針、個人情報に関する規程等のほか関係法令及びその他のガイドラインを遵守すること。また、利用者、身元引受人及び保証人、その関係者の個人情報の利用目的を明確にし、収集した個人情報については適切な安全管理措置をとることとします。ただし、法令上、介護事業者が行うべき義務とされている次の各号については、情報を提供することとします。情報提供の手段としてICTやデジタルデータも含みます。

- ①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介
- ②居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所との連携
- ③利用者が偽りその他不正な行為によって介護保険給付を受けて受けていることが判明した場合等の市町村への通知
- ④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医等への連絡
- ⑤災害時等安否確認情報を行政に提供する等生命及び身体の保護に必要な場合

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第8条 現に訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供を行っている時に利用中利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、身元引受人・保証人が指定する者に対し、緊急に連絡すると共に速やかに主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

第9条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、医療機関での診療を依頼し、市町村に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申し出)

第10条 利用者及び身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供するサービスに対しての要望又は苦情等について、サービス提供責任者に申し出ることができます。

(賠償責任)

第11条 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者及び身元引受人やそのご家族が、故意又は過失によって、施設設備、備品等に損害を与え、又は無断で備品の形状を変えたときには、その損害について弁償していただきます。

(利用約款に定めのない事項)

第12条 この約款に定められてない事項は、介護保険法令、その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。